

日向市営墓地の在り方検討委員会  
「市営墓地の現状と課題」

日向市 市民課

# 目次

序章 公営墓地の概要 .....	3
1. 墓地行政の沿革.....	3
2. 「市営城山墓園」、「市営納骨堂」の沿革 .....	3
(1) 造成 .....	3
(2) 使用料の改定.....	4
3. 城山墓園特別会計の状況 .....	4
第1章 墓地需要の動向.....	5
1. 本市の人口推計.....	5
2. 市民アンケートの概要.....	6
3. 市民アンケート調査結果からみる需要 .....	7
4. 「市営城山墓園」の利用許可等件数.....	7
5. 期待される墓地の形態.....	7
第2章 「城山墓園」の現状と課題 .....	9
1. 造成の必要性 .....	9
2. 承継者への不安.....	9
3. 職員人件費.....	10
4. 多様化する墓地形態への対応.....	10
5. 植栽.....	10
6. 施設.....	10
7. 無縁墓対策.....	11
8. 管理料の導入 .....	11
9. 管理運営体制 .....	11

## 序章 公営墓地の概要

### 1. 墓地行政の沿革

昭和 23 年「墓地、埋葬等に関する法律」が「墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」を目的として制定。主な内容としては、埋葬・焼骨の埋蔵は墓地以外の区域では行えないこと、墓地、納骨堂又は火葬場の経営について都道府県知事の許可を受けること、などが定められた。その後、昭和 58 年に機関委任事務から団体委任事務となり（平成 12 年には自治事務へ）、平成 24 年には第 2 次地方分権一括法により都道府県知事が有していた墓地の経営許可権限が市長に権限移譲されるなど、いくつかの改正を経て現在に至っている。

日向市では、昭和 40 年に「日向市納骨堂使用条例」、昭和 41 年に「日向市墓園条例」を制定し、以後継続的に市民に対して墓地の供給を行っている。

### 2. 「市営城山墓園」、「市営納骨堂」の沿革

#### (1) 造成

##### ① 市営城山墓園

所在地 日向市大字塩見 地内

昭和 41 年 9 月着工、昭和 51 年 7 月利用開始。総面積 12.7ha

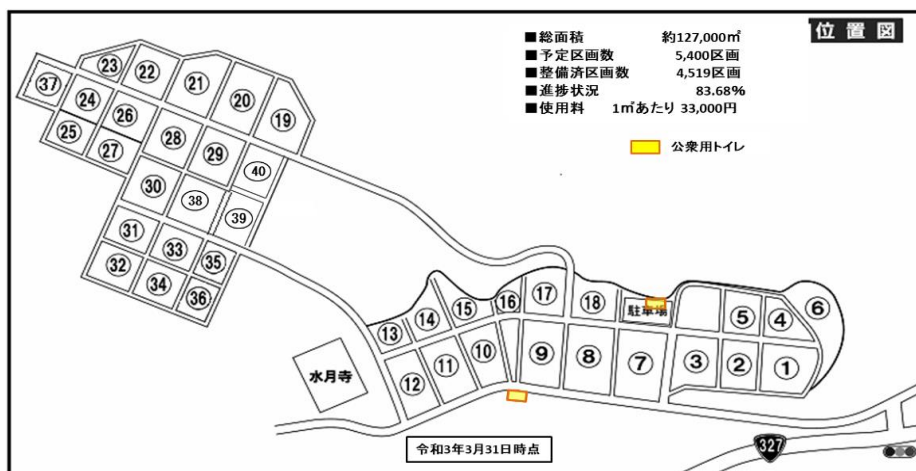
都市公園法における特殊公園に位置する。

需要状況をふまえ、随時区画を造成しており、現在 No.40 まで造成している。

・墓地区画数

(単位：基)

面積	全体計画	造成済区画
4 m <sup>2</sup>	2,000	1,789
5 m <sup>2</sup>	2,400	1,933
6 m <sup>2</sup>	900	718
その他	100	79
合計	5,400	4,519



② 市営納骨堂

所在地 日向市中町5番19号

本町、中町の区画整理事業の墓地移転に伴い、昭和39年に納骨堂を建設（永久119基、仮安置80基）。その後永久安置を平成8年に21基増設、平成15年に41基増設したことにより、永久安置が計191基となった。

(2) 使用料の改定

利用料について、財政状況に合わせ段階的に引き上げている一方、管理料に関しては廃止している。

① 市営城山墓園

年度	使用料（㎡当たり）	管理料（年額）	返還金
昭和41年	6,000	100	1年以内だと半額返還
昭和49年	8,000		
昭和50年		廃止	規則で定める
昭和52年	13,000		
昭和56年	33,000		

② 市営納骨堂

	永久使用料	仮使用料	管理料（年額）	返還金
昭和40年	30,000	400	500	1年以内だと半額返還
昭和50年			廃止	
平成元年	30,900	4,100		
平成8年	64,890	1,030		
平成9年	66,150	1,050		
平成15年	75,600			
平成26年	77,760	1,080		
令和元年	79,200	1,100		

3. 城山墓園特別会計の状況

平成30年度より支出額が収入額を上回っている。

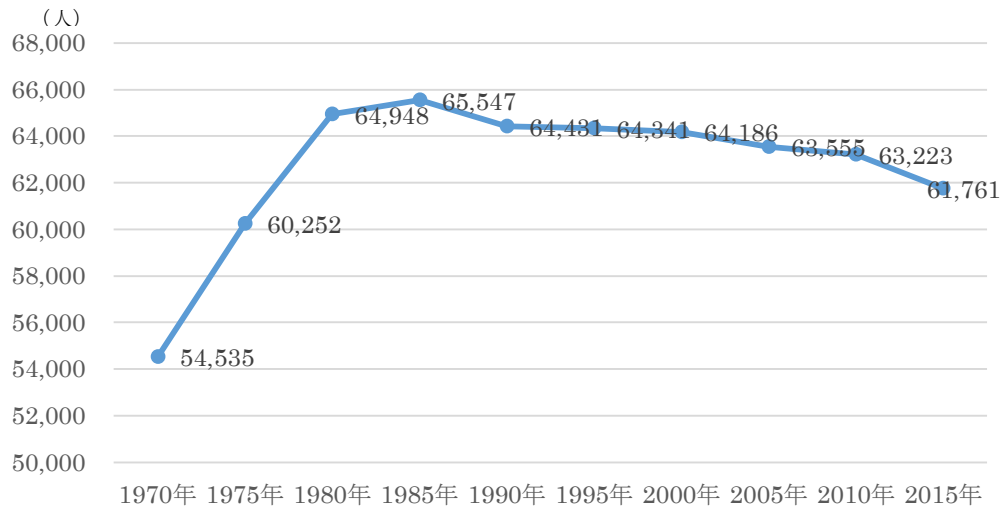
年度	収入額	支出額	収入額－支出額	一般会計からの繰入金額	備考
平成27年	11,715,794	5,628,553	6,087,241	0	
平成28年	13,731,361	8,967,754	4,763,607	0	
平成29年	11,719,677	7,434,258	4,285,419	0	
平成30年	9,561,129	17,576,235	△8,015,106	8,500,000	No.40 造成
令和元年	6,265,834	6,927,320	△661,486	1,000,000	
令和2年度	4,677,684	6,422,579	△1,744,895	2,000,000	

# 第1章 墓地需要の動向

## 1. 本市の人口推計

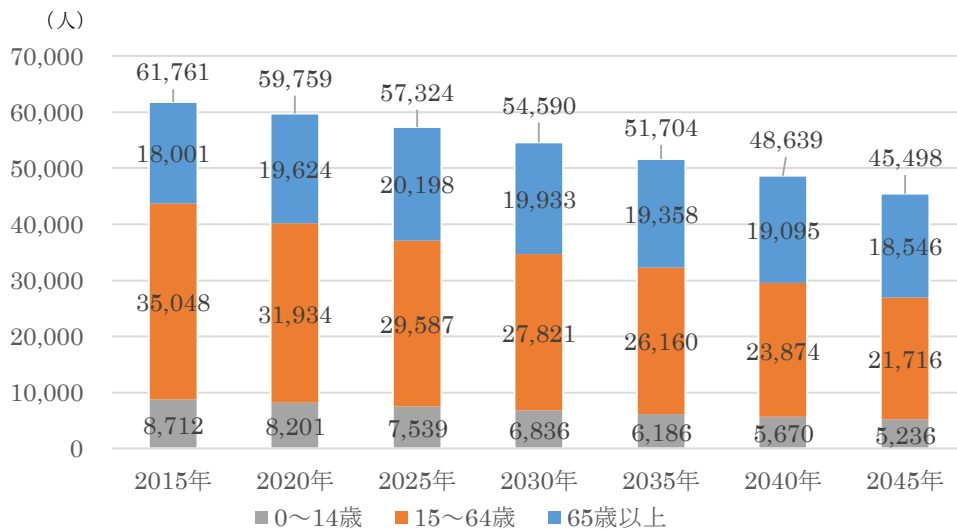
本市の人口は、1985年をピークに以後緩やかに減少しており、2045年には45,498人まで人口が減少することが見込まれる。死亡者数については、高齢化率の上昇に伴い、増加が見込まれる。

○人口推移



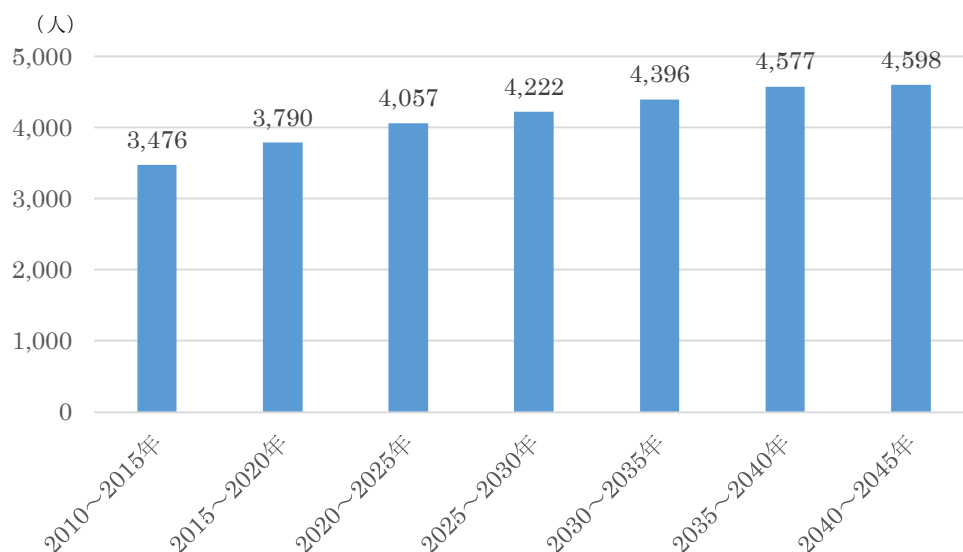
平成27年度国勢調査

○人口推計



国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

## ○死亡者数推計



国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口からみた将来の死亡数（平成 30（2018）年推計）」  
各年 10 月 1 日が基準日

## 2. 市民アンケートの概要

### ○一般

調査対象 1,300 人（30 歳以上 79 歳未満の世帯主を住民基本台帳から無作為抽出。

令和 2 年 8 月 1 日時点）

※年代、住居地域共に母集団と比べて偏りは見られない。

調査期間 令和 2 年 8 月 28 日（金）～ 9 月 25 日（金）

調査方法 郵送自書式（返信用封筒を同封）

### ○市営城山墓園使用者

調査対象 700 人（市営城山墓園使用者で、使用者死亡等で郵便が届かないものを除いた

30 歳以上 79 歳未満の使用者一覧から無作為抽出）

※一般向け対象者との重複はなし。

調査期間 令和 2 年 8 月 28 日（金）～ 9 月 25 日（金）

調査方法 郵送自書式（返信用封筒を同封）

### 3. 市民アンケート調査結果からみる需要

墓地需要数の推計について、大阪府方式があり、以下の式で求めることができる。

大阪府方式…将来必要数 (A) = 推定死亡者数 × 墓地需要率 × 定住志向率

将来必要数 (B) = 推定死亡者数 × 傍系世帯率 × 定住志向率

墓地需要数 = {将来必要数 (A) + 将来必要数 (B)} ÷ 2

※墓地需要率…墓地を新たに取得する予定の人の中で、市営墓地を希望する人の割合

傍系世帯率…墓地を新たに取得する予定の人 + 墓地を持たない人の割合

定住志向率…住み続けたい人の割合

墓地需要率、傍系世帯率、定住志向率はアンケート調査（一般）の結果を利用する。墓地需要率は 4.0%、傍系世帯率は 27.7%、定住志向率は 77.5%とする。

算定結果は以下の通り。2045 年までの墓地需要数の累計は 2,684 件となっており、1 年あたり約 100 件需要が発生する見込みとなっている。

	推定死亡者数	墓地需要率	傍系世帯率	定住志向率	墓地需要数	年平均	累計
2020～2025年	4,057	0.04	0.277	0.775	498	100	498
2025～2030年	4,222				519	104	1,017
2030～2035年	4,396				540	108	1,557
2035～2040年	4,577				562	112	2,119
2040～2045年	4,598				565	113	2,684

### 4. 「市営城山墓園」の利用許可等件数

市営城山墓園の新規利用許可件数と返還件数は以下のとおりである。利用許可件数は平成 30 年度からおおむね 30 件程度で推移しており、今後も同程度で推移していくと考えられる。

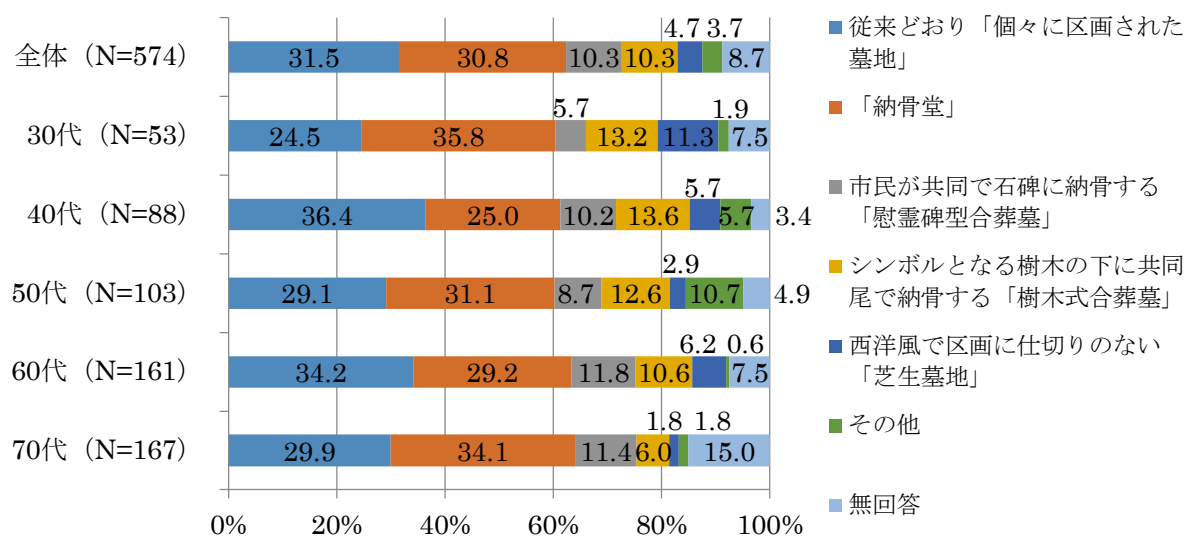
年度	利用許可件数	返還件数
平成 27 年	34	9
平成 28 年	52	13
平成 29 年	50	21
平成 30 年	34	33
令和元年	35	21
令和 2 年	27	22

### 5. 期待される墓地の形態

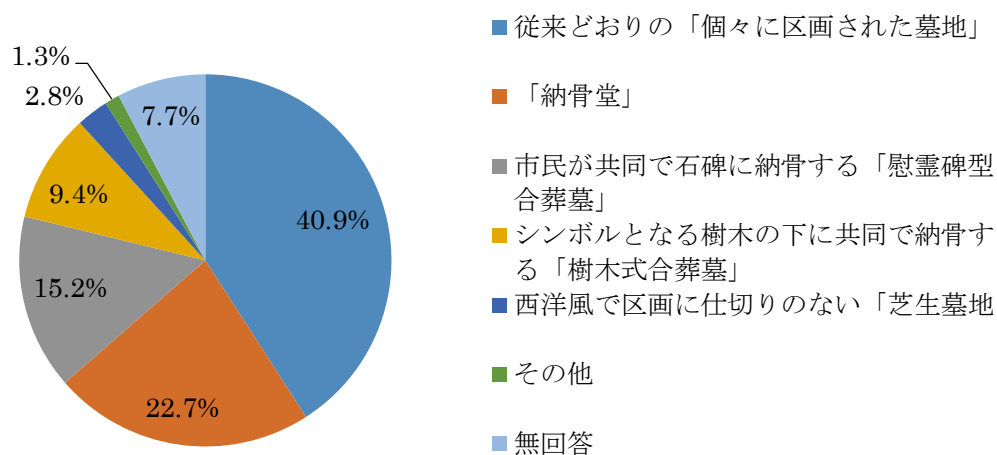
アンケート調査では、従来型のお墓のほかに、納骨堂や合葬式墓地を期待する割合が高く、理由として子や孫等への負担が少ないから、承継者がいないからといった意見が多かった。

今後、新たな墓地を造成するにあたっては、市民のニーズを踏まえ、従来型だけではなく、将来負担にならないようなお墓の形態を、希望者に提供していく必要がある。

○今後期待するお墓の形態（一般）



○今後期待するお墓の形態（市営城山墓園使用者）





## 第2章 「城山墓園」の現状と課題

### 1. 造成の必要性

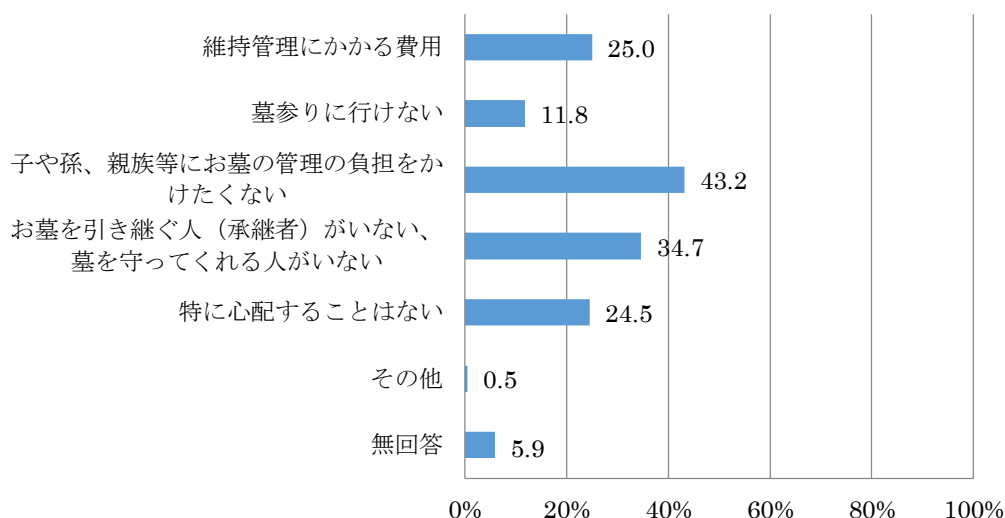
市営城山墓園の空き区画数は令和3年4月1日時点で112件となっており、過去3年間の新規利用許可件数から返還件数を差し引いた件数は20件となっているため、今後15年程度は新規区画の造成は必要ないと考えられる。

### 2. 承継者への不安

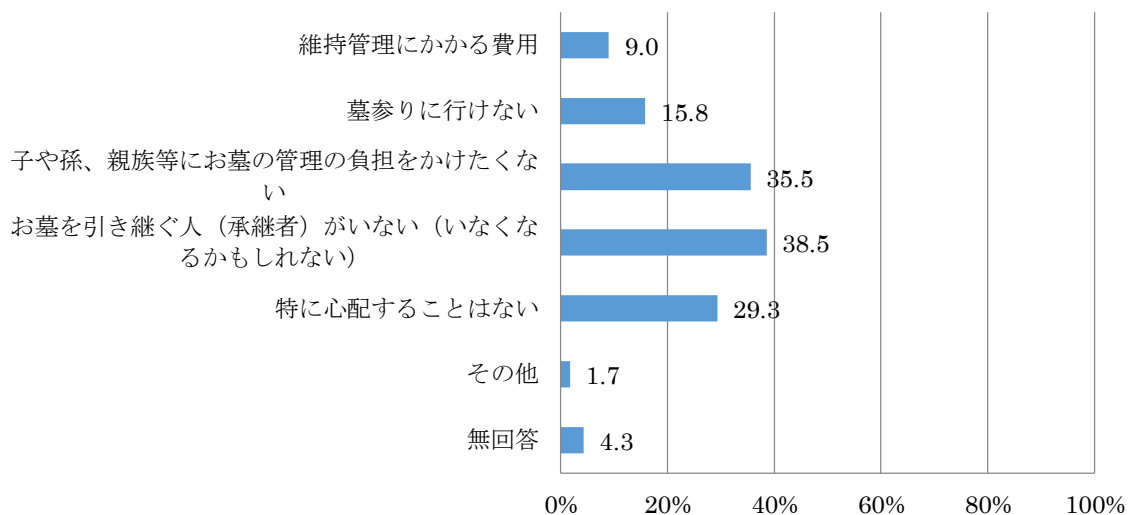
少子化や都市部への人口流出により、お墓の跡継ぎがない、無縁墓が発生するといった問題が生じている。

アンケート調査では将来を含めたお墓に関する不安や心配ごとに関して、約4割の人が、子や孫、親族等にお墓の管理の負担をかけたくない、承継者やお墓を守ってくれる人がいないと回答しており、将来の管理に対して不安を取り除くことのできる形態のお墓の検討が必要である。

○将来を含めた、お墓に関する不安や心配ごと（一般）



○将来を含めた、お墓に関する不安や心配事（市営城山墓園使用者）



### 3. 職員人件費

本市では専従の市営墓地担当は正職員が一人となっているが、清掃料や樹木管理料等職員の人件費を除いた歳出が歳入をすでに上回っているため、人件費を市税等で賄っており、市営墓地を利用していない市民に対しても運営費の負担をさせている状況である。受益者負担の原則より、使用料の引き上げや管理料導入等により、使用者だけで墓地を運営できる仕組みを構築する必要がある。

### 4. 多様化する墓地形態への対応

現代では、宗教観やライフスタイルの変化により、多種多様なお墓の形態が生じており、本市のアンケート調査においても、従来型墓地以外のお墓を希望する声が多数見られた。宮崎市営宮崎南部墓地公園では、従来型のお墓のほかに、納骨堂（自動搬入型、世帯型、個人型）、芝墓地、合葬式墓地を備えており、市民の様々なニーズに応えることができるようになっている。

○宮崎市南部墓地公園

・ 納骨堂



・ 芝墓地



・ 合葬式墓地



### 5. 植栽

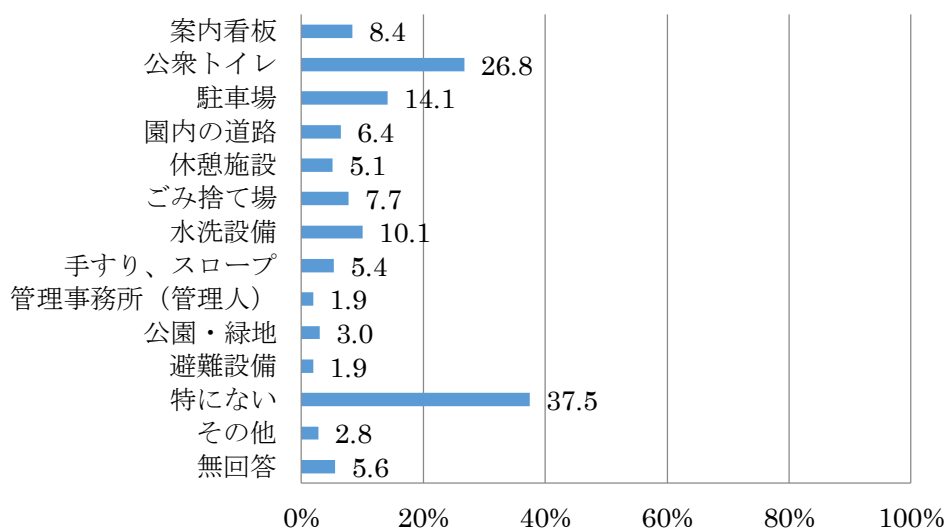
城山墓園は塩見城跡下の丘陵地に位置しており、春には桜が咲き誇り、景観の良い墓地となっている。

しかし、初期に造成された区画は共有部分の通路などが舗装されておらず、雑草が生い茂ったり、個人が共有部分に独断で樹木を植え、落ち葉が発生することにより、苦情が寄せられるなど様々な問題が生じているため、対策を講じる必要がある。

### 6. 施設

アンケート調査において、整備や増設を期待する施設について、「特にない」が 37.5%で一番多くなっているが、その次に「公衆トイレ」が 26.8%となっており一定数改善を求める声が上がっていることが分かった。

○市営城山墓園で、整備や増設を期待する施設（市営墓地使用者）



公衆トイレは現在、No.9 南側に非水洗式が1つ、No.18 東側駐車場に水洗式が1つ設置されているが、No.19 以降の北側区画の方はトイレが設置されていない。日向市議会でもたびたび公衆トイレの設置について質問が上がっており、設置の必要性を検討する必要がある。

## 7. 無縁墓対策

現在、使用者のうち死亡していると判明しているものが約 1,300 件程度あることが分かっている。これについては、相続人を調査し、相続人のうち一人に対して、承継手続きが必要な旨を記した文書を送付し、承継手続きを促している。

承継手続きがなされないお墓に関しては、無縁墓になる可能性があり、現に城山墓園でも誰かがお参りに来た形跡がなく、雑草が生い茂っているお墓が散見される。

無縁墓とならないように、使用者を明確にするとともに、無縁墓となったものについては、適切な方法で改葬することが必要である。

## 8. 管理料の導入

本市では当初城山墓園、納骨堂ともに管理料を導入していたが、昭和 50 年の条例改正に伴い廃止となっている。しかし、現在は新規申込時の使用料だけでは墓地の運営が困難になっており、再度管理料導入の検討が必要ではないかと思われる。

管理料を導入する際には、使用者への説明やシステムの導入、未納者対策などの課題が生じるため、慎重に対応していく必要がある。

## 9. 管理運営体制

現在の管理は、共用部分の除草、樹木の剪定、清掃等は業務委託しており、新規申込や返還等の事務手続き、不法投棄の取り締まり等に関しては職員で行っている。

新たな形態の墓地や管理料の導入を検討するにあたって、経費や防犯面を考慮し、管理運営体制の見直しに関しても検討する必要がある。